

**電気主任技術者資格（電気電子システム学科「電気エネルギーコース」）（注1～3参照）**

電気主任技術者資格取得のために必要な科目

電気事業法に基づいて、本電気電子システム学科の下記の基準により科目を修得すれば、卒業した後、所定の実務経験を有する者は、交付申請することにより免状が交付されます。

区分	科目名	単位数	必修単位数	区分	科目名	単位数	必修単位数	
理論	必修科目	電磁気学Ⅰ	2	22	電力	必修科目	電気エネルギー発生工学	2
		電磁気学Ⅱ	2				光・電気電子材料	2
		電磁気学Ⅲ	2				電気エネルギー伝送工学	2
		電気回路Ⅰ	2				電気電子工学実験Ⅲ	1
		電気回路Ⅱ	2				システム工学	2
		電気回路Ⅲ	2				電気エネルギー変換機器	2
	選択科目	電気電子計測	2		機械	必修科目	制御工学	2
		電気電子工学基礎実験	2				パワーエレクトロニクス	2
		電気電子工学実験Ⅰ	2				コンピュータ工学Ⅰ	2
		アナログ回路	2				電気電子工学実験Ⅱ	2
		システム制御の基礎	2				電気電子回路設計	2
		電子物性の基礎	2				ロボット工学	2
法規	必修科目	電気法規施設管理	2	2	選択科目	プログラミング基礎	2	
						通信工学	2	

（注1）電気主任技術者資格対象は「電気エネルギーコース」の学生（40名）のみです。

（注2）取得単位が不足している場合、卒業後に科目等履修生制度により単位を取得することができます。ただし、制限等がありますので、履修手続の際には確認が必要です。

（注3）電気主任技術者免状が交付されるには、免状の種類に応じて以下の実務経験が必要です。

- ・ 第一種電気主任技術者免状：電圧5万ボルト以上の電気工作物の工事，維持又は運用を5年以上
- ・ 第二種電気主任技術者免状：電圧1万ボルト以上の電気工作物の工事，維持又は運用を3年以上
- ・ 第三種電気主任技術者免状：電圧500ボルト以上の電気工作物の工事，維持又は運用を1年以上

\* 電気主任技術者免状交付申請の手続き方法

住所地の産業保安監督部に問い合わせる必要があります。